
第1部 はじめに

【 目 次 】

第1章 都市計画マスタープランとは	
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 都市計画マスタープランの目的と役割	1
第2章 都市計画マスタープランの概要	
1. 都市計画マスタープランの構成	3
2. 都市計画マスタープランの策定体制	6

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、えびの市（以下「本市」という）の今後のまちづくりの方針を記したものである。都市計画法第18条の2において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」とされており、この基本的な方針を定めたものが「都市計画マスタープラン」である。

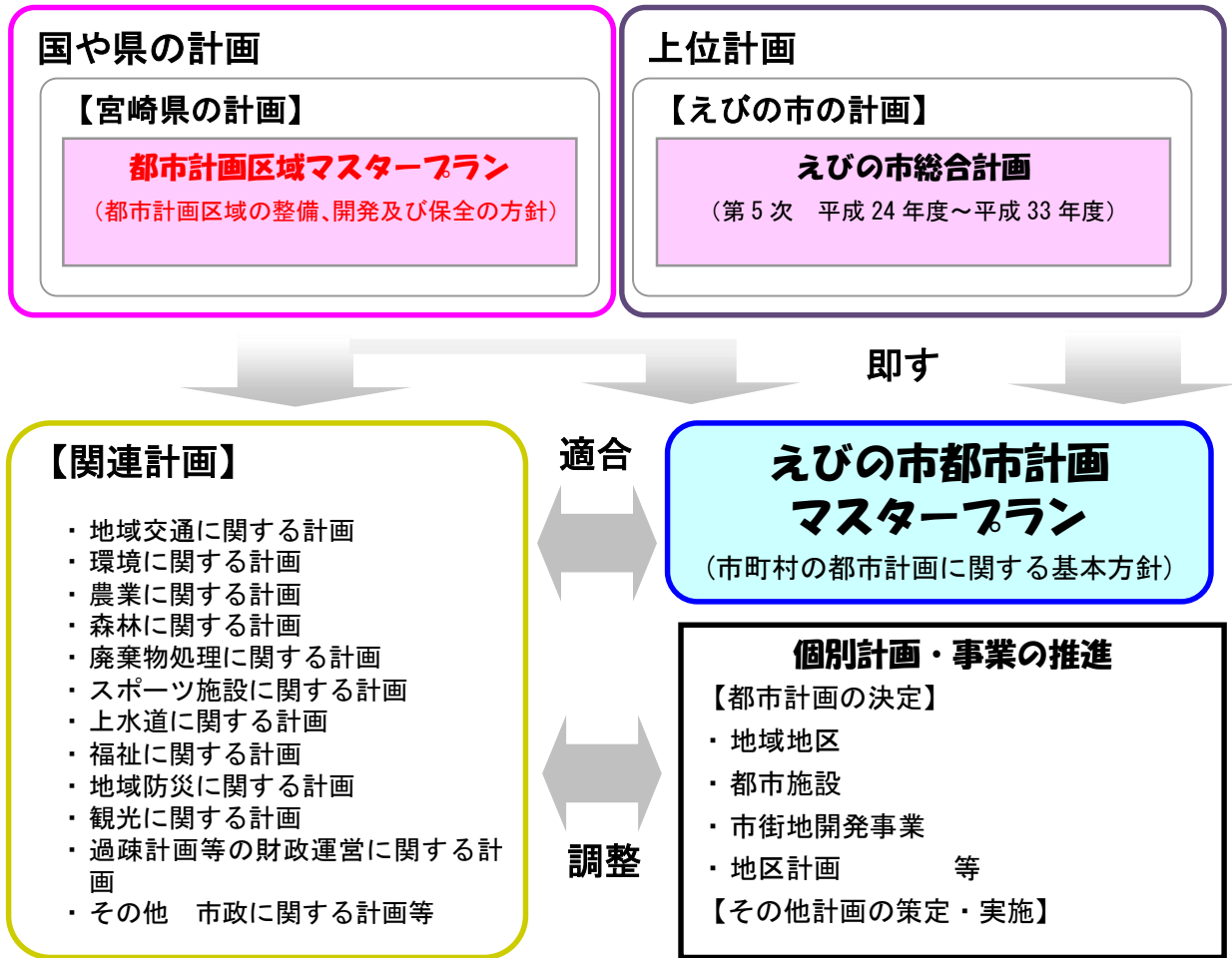
近年の少子高齢化やライフスタイルの変化により、多様化するまちづくりのニーズへの対応が求められており、それらを反映した効率的・効果的なまちづくりを進めるため、えびの市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

本計画は、本市における長期的な視点に立った都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。



晴れ渡る霧島連山（提供：えびの市 Ebino Colors）



図：えびの市都市計画マスタープランの位置付け

えびの市都市計画マスタープランは、宮崎県が策定する都市計画区域マスタープラン等の計画と整合性を図り、今後、具体化される都市計画については、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、道路や公園、用途地域などの個別都市計画の決定・変更が行われるものである。

第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

原則として本市の都市計画区域(3,080ha)を計画対象区域とするが、都市計画マスタープランが市全域の総合的なまちづくりの指針の役割を担うこと、並びに、市の役割や整備の方針については、自然環境や観光を含めて一体的に捉える必要があることから、本計画では市全域を対象区域として設定する。

(2) 計画期間

計画期間は、「第5次えびの市総合計画(平成33年度目標)」との整合を図るとともに、より長期的な視点で都市計画を捉えるため、平成38年度までとする。

なお、修正や見直しについては、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて行うこととする。

(3) 構成

本計画の構成を以下に示す。

「第1部 はじめに」では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理する。

「第2部 現況と課題」では、既存計画や現況指標及び住民意向を踏まえ、まちづくりを進める上での課題を整理する。

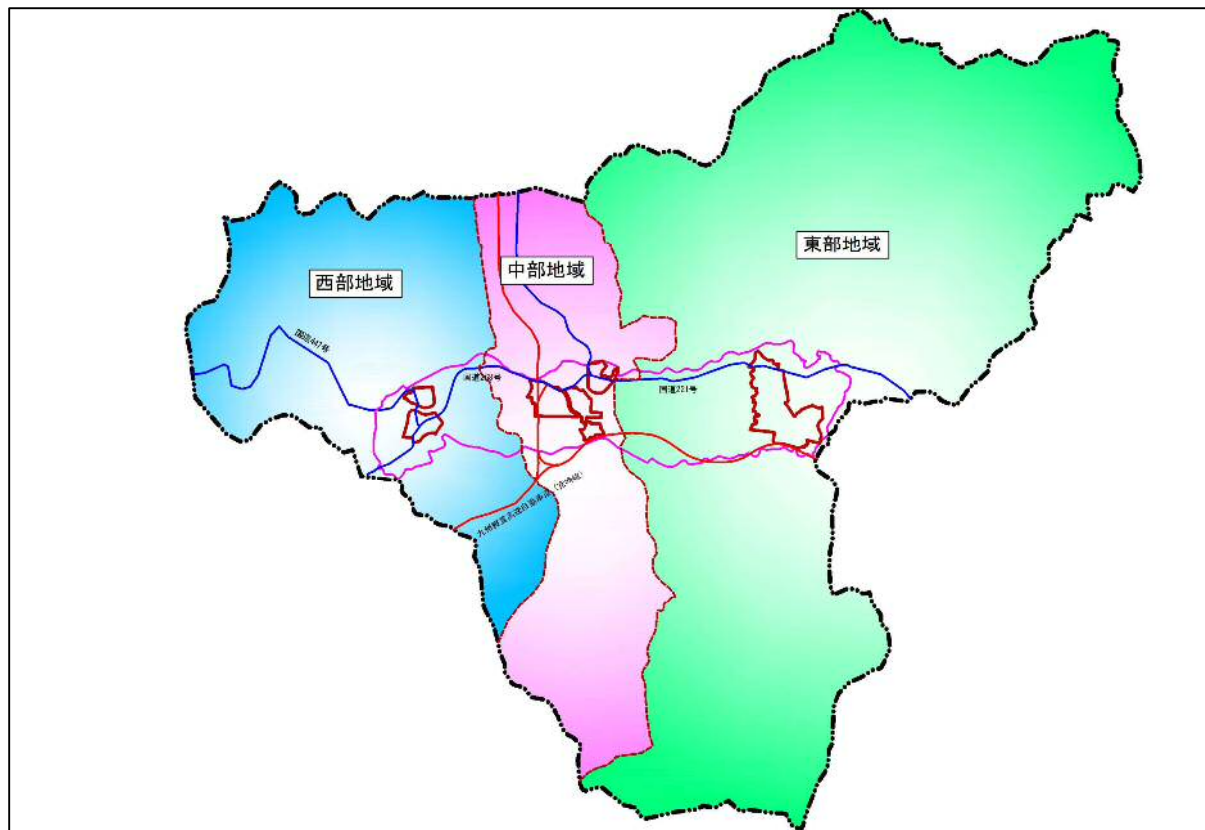
「第3部 全体構想」では、市全体のまちづくりの方針を示すものであり、「基本構想」と「分野別方針」を整理する。

「基本構想」は、上位計画での位置づけや基本的課題を踏まえ、本市の目指すべき方向性を示したまちづくりの理念や目標について整理するとともに、目標を実現するために、都市の骨格となる要素を示した将来都市構造について整理する。

「分野別方針」は基本構想を達成するため、土地利用や都市施設、景観や防災など、分野毎の具体的な方針について整理する。

「第4部 地域別構想」では、地域別に現況及び課題を整理し、地域別まちづくりの目標、及び地域別まちづくり方針を設定する。なお、地域の特徴・役割及び現状に沿った適切なまちづくり方針を設定するために、次頁に示す東部・中部・西部の3地域で整理する。

「第5部 実現に向けて」では、構想に基づくまちづくりの実現にむけて、基本的な考え(体制など)や整備プログラム(施策)について整理する。



図：区域区分図

【えびの市都市計画マスタープランの構成】

第1部:はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 都市計画マスタープランの概要

第2部:現況と課題

1. えびの市の現況
2. 上位・関連計画
3. 将来フレームの設定
4. 市民意向（アンケート調査結果）
5. まちづくりの基本課題

第3部:全体構想

1. 基本構想

- まちづくりの理念・目標
- 将来都市構造

2. 分野別方針

- 土地利用の方針
- 都市施設の整備方針
- 自然環境保全の方針
- 都市環境形成の方針
- 都市景観形成の方針
- 市街地整備の方針
- 災害に強いまちづくりの方針

第4部:地域別構想

1. 地域別現況及び課題
2. 地域別まちづくりの目標
3. 地域別まちづくりの方針

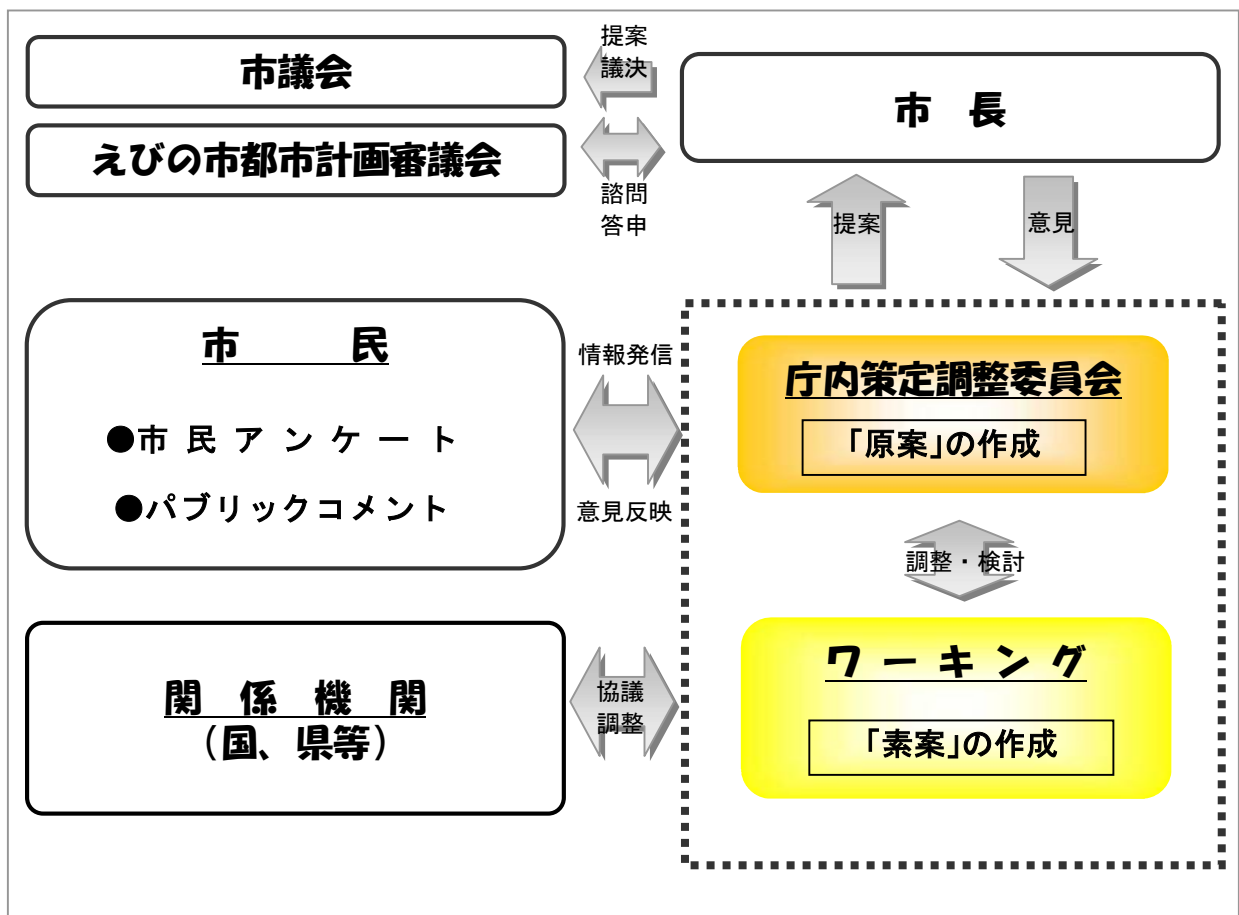
第5部:実現に向けて

図：えびの市都市計画マスタープランの構成

2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「庁内策定調整委員会」・「ワーキング」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定を進める。具体的には次のとおりである。

- ① 庁内関係課のメンバーにより構成される『ワーキング』は、庁内調整及び市民の意向等を踏まえた具体内容の検討を行い、計画の素案を作成する。
- ② えびの市により構成される『庁内策定調整委員会』は、ワーキングから提出された素案を総合的な観点から検討し、計画の原案を作成する。
- ③ 作成された原案は、庁内策定調整委員会より市長へ提案を行い、パブリックコメントを踏まえ、えびの市都市計画審議会の諮問・答申を得て、市議会への提案・議決することで計画を進める。



図：えびの市都市計画マスタープラン策定体制